

京都市上下水道局契約規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年6月7日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第1号

京都市上下水道局契約規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局契約規程の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「管理者」を「京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）」に改める。

第5条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項本文の申請書及び同項各号に掲げる書類のうち管理者が認めるものの提出は、これらと同等の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を、申請者の使用に係る電子計算機と京都府自治体情報化推進協議会の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して送信する方法により行うことができる。

第6条第1項前段中「文書」の右に「又は電磁的記録」を加える。

第7条の見出し中「入札の公告」を「一般競争入札の公告」に改める。

第8条第1項及び第2項を次のように改める。

一般競争入札は、電子入札システム（入札に係る情報を入力し、收受し、及び処理するための電子計算機、ソフトウェア及び付属機器から構成される情報システムで、本市が設置したものをいう。以下同じ。）を利用して行うものとする。ただし、電子入札システムを休止するとき、電子入札システムの全部又は一部を利用することができないとき、第30条の2に規定する特定調達契約を締結しようとするときその他管理者が別に定めるときは、この限りでない。

- 2 一般競争入札に参加しようとする者は、インターネットを利用し、又は入札端末機（電子入札システムを用いて入札を行うために設置する専用の電子計算機をいう。以下同じ。）を使用して、管理者が定める日時までに、入札データ（入札者の商号及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）、入札価格その他の入札に係る情報を記録した電磁的

記録をいう。以下同じ。)を電子入札システムに到達させなければならない。

第8条第3項及び第4項中「電子入札案件に係る」を削り、同条第5項から第7項までを削る。

第12条を次のように改める。

(入札の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札書又は入札データが管理者の定める日時までに到達しなかったとき。
- (3) 入札保証金が管理者の定める額に達しないとき（再度入札（令第167条の8第4項の規定による再度の入札をいう。以下同じ。）を行う場合を除く。）。
- (4) 入札者が2以上の入札書又は入札データを到達させたとき。
- (5) 入札者がインターネットを利用して入札データを送信した場合において、当該入札データの到達の時に有効な電子署名及び電子証明書が付されていないとき。
- (6) 入札者が入札端末機を使用して入札データを送信しようとする場合において、入札端末機利用者カード及びパスワードによる本人確認を受けていないとき。
- (7) 入札端末機利用者カードの交付を受けた者以外の者が、当該入札端末機利用者カードを使用したとき。
- (8) 入札書に記載又は入札データに記録されている金額その他主要事項に不明又は不備な点があるとき。
- (9) 入札書に記載されている金額が訂正されているとき。
- (10) 入札書に入札者の記名押印がないとき。
- (11) 入札者が協定して入札をしたときその他入札に際し不正の行為があったとき。
- (12) 最低制限価格を下回る金額で入札したとき。
- (13) その他この規程又は管理者の定める入札に関する条件に違反したとき。

第14条第3項ただし書中「別に」を「管理者が」に改める。

第17条の3第1号中「額面金額」の右に「(社債、株式等の振替に関する法律の規定によりその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる京都市公債にあっては、振替口座簿に記載され、又は記録された金額)」を加える。

第20条の2に次の1項を加える。

2 第5条第2項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

第20条の3第1項前段中「文書」の右に「又は電磁的記録」を加える。

第21条第1項中「指名競争入札有資格者名簿に登載された者のうちから当該入札に参加する者を5名以上指名するものとする。ただし、やむを得ない場合は、3名以上を」を「別に定める基準により、当該入札に参加する者を」に改める。

第22条を次のように改める。

(指名競争入札の不成立)

第22条 指名競争入札を行う前に予定価格並びに入札者の数又は商号及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）を公表した場合において、入札者が1名であるときは、当該指名競争入札は、成立しない。

第27条中「賃借」を「貸借」に、「予定賃借料」を「予定貸借料」に改める。

第27条の3ただし書中「特別の理由があると管理者が認めるとき」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 地公令第21条の14第1項第1号の規定により、予定価格が10,000円以下の物品を購入する契約（当該物品を納入する前に代金を支払うことを約する契約を除く。）を締結するとき。
- (2) 新聞、雑誌その他の定期刊行物を1月以上継続して購入する契約で、1月当たりの代金が10,000円以下のもの（当該定期刊行物を納入する前に代金を支払うことを約する契約を除く。）を締結するとき。
- (3) その他特別の理由があると管理者が認めるとき。

第28条を次のように改める。

(一般競争入札に関する規定の準用等)

第28条 第19条の規定は、随意契約により契約を締結する場合に準用する。

2 第27条から前条まで及び前項に定めるもののほか、随意契約に関し必要な事項は、別に定める。

第30条の2第3号中「第5条」を「第5条第1項」に、「第20条の2」を「第20条の2第1項」に改め、「資格の」を削る。

第30条の3中「第5条」を「第5条第1項」に、「第20条の2」を「第20条の2第1項」に改める。

第30条の7第1項及び第2項中「第6条第1項前段」を「第6条第1項」に、「第20条の3第1項前段」を「第20条の3第1項」に改め、同条第4項中「これを受理するも

のとする。ただし、「を削り」、「認められないとき」を「認められることを」に、「指名されていないときは、当該入札を無効とする」を「指名されていることを条件として、当該入札データ又は当該入札書を受理するものとする」に改める。

第30条の13第2項本文中「該当する」の右に「前項の」を加え、「処分を行おうとするときは」を「事項について」に、「経たうえで行うものとする」を「経るものとする」に、同項第1号中「契約」を「入札」に、同項第2号中「令第167条の5の2に規定する一般競争入札」を「競争入札」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「処分」を「事項」に改め、同号を同項第3号とする。

第32条第1項第8号を第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 契約の解除の要件

第40条の3第2項中「減額」を「違約金」に改める。

第47条第1項前段中「設計変更等」を「設計変更又は契約期間の伸縮」に、「数量等を変更」を「数量の変更又は契約期間の伸縮を」に改め、同項後段中「契約期間を伸縮し又は」を削り、同条第2項中「前項の場合において」を「契約金額の増減のため」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第1項の場合において、契約の相手方は、当該契約の解除を要求することができる。

第47条第4項及び第5項を削る。

第48条中「第47条第5項」を「第47条第3項」に改める。

第50条に次の1項を加える。

2 契約の相手方が契約期間内に物品等の引取りを完了しないときは、管理者は、契約の相手方の負担において、物品等の保管の場所を変更し、又は物品等の保管を第三者に委託することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の京都市上下水道局契約規程第5条、第6条、第20条の2及び第20条の3の規定は、この規程の施行の日以後に行われる第3条又は第20条に規定する告示に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格の審査の申請について適用する。

(上下水道局総務部契約会計課)